

津市消防本部警防規程

全部改正平成25年3月29日消防本部訓第1号

改正 平成27年3月17日消防本部訓第3号

改正 平成28年3月17日消防本部訓第3号

改正 平成29年3月29日消防本部訓第4号

改正 令和4年3月31日消防本部訓第2号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 消防部隊（第3条—第8条）

第3章 消防災害対策本部（第9条）

第4章 警防出動（第10条—第19条）

第5章 警防活動

第1節 指揮（第20条—第31条）

第2節 消防部隊の活動（第32条—第43条）

第6章 安全管理（第44条・第45条）

第7章 警防業務（第46条—第52条）

第8章 火災警報等（第53条・第54条）

第9章 非常招集（第55条）

第10章 雑則（第56条—第58条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、火災その他の災害（以下「災害」という。）から市民の生命、身体及び財産を保護し、災害による被害の軽減を図るため、警防体制、警防活動等の基本に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 消防部隊 指揮隊、消防隊、救急隊、救助隊等をいう。

(2) 消防災害対策本部 消防長が大規模災害時等に消防本部に設置する対策

本部をいう。

- (3) 警防出動 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、その被害を最小限にとどめるため、消防部隊が出動することをいう。
- (4) 警防活動 災害による被害を最小限にとどめるため、消防部隊が実施する活動をいう。
- (5) 現場最高指揮者 災害現場において消防部隊を統括指揮する者をいう。
- (6) 出向 消防部隊が訓練、調査等により、出動可能な状態で配備されている消防署、分署及び分遣所（以下「署所」という。）を離れることをいう。
- (7) 現場指揮本部 現場最高指揮者が災害現場を統括するための拠点をいう。
- (8) 各級指揮者 消防部隊の各隊の隊長をいう。

第2章 消防部隊

（消防部隊の編成）

第3条 消防部隊の編成は、分隊、小隊、中隊、大隊及び特別大隊とする。

2 分隊は、次の各号に掲げる区分に応じ、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）の規定を基本として当該各号に定める車両及び人員をもって編成し、分隊の長は、消防士長（指揮隊の長にあつては、消防司令）以上の階級にある者をもって充てる。

- (1) 指揮隊 指揮車1台及びその所要人員
- (2) 消防隊 消防車1台及びその所要人員
- (3) 救急隊 救急車1台及びその所要人員
- (4) 救助隊 救助工作車1台及びその所要人員
- (5) その他の隊 広報車等の車両1台及びその所要人員

3 小隊は、2以上の分隊をもって1小隊とし、小隊の長は、消防司令補以上の階級にある者をもって充てる。

4 中隊は、2以上の小隊をもって1中隊とし、中隊の長は、消防司令以上の階級にある者をもって充てる。

5 大隊は、1の消防署を1大隊とし、大隊の長は、消防署長（以下「署長」という。）をもって充てる。

6 2以上の消防署を特別大隊とし、特別大隊の長は、災害現場を管轄する署長をもって充てる。

（消防部隊の名称）

第4条 消防部隊各隊の名称には、消防署、分署及び分遣所の名称を冠するものとする。

(指揮隊)

第5条 指揮隊は、原則として出動部隊の統制、現場管理等を行い、組織的かつ効果的な活動を展開することを目的に出動する。

2 指揮隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 災害及び対象物の実態の把握
- (2) 現場最高指揮者の命令の伝達
- (3) 付近の水利状況及び街区状況の把握
- (4) 津市消防通信規程（平成18年津市消防本部訓第52号）第2条第1号に規定する指令センター（以下「指令センター」という。）との通信連絡
- (5) 関係資料の収集
- (6) 災害経過の記録
- (7) 消防部隊の活動状況の把握
- (8) 出動隊員の安全管理
- (9) その他現場最高指揮者が命ずる事項

3 前2項に定めるもののほか、指揮隊に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

(消防隊の任務)

第6条 消防隊の任務は、津市消防本部消防業務実施規程（平成18年津市消防本部訓第45号）に定めるところによる。

(救急隊の任務)

第7条 救急隊の任務は、津市消防本部救急業務実施規程（平成18年津市消防本部訓第47号）に定めるところによる。

(救助隊の任務)

第8条 救助隊の任務は、津市消防本部救助業務実施規程（平成25年津市消防本部訓第16号）に定めるところによる。

第3章 消防災害対策本部

(消防災害対策本部)

第9条 消防長は、災害の規模等に応じて必要と認める場合は、消防災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、災害対応の総括を行う。

2 対策本部の組織及び運営については、別に定める。

3 消防次長は、対策本部が設置された場合は、消防長を補佐し、消防長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 署長は、対策本部が設置された場合は、消防署において消防部隊の効率的

な活動を推進するとともに、災害の拡大に備え、出動体制を強化しなければならない。

- 5 通信指令課長は、常に災害情報を対策本部に提供するものとする。
- 6 対策本部の庶務は、消防救急課において行う。
- 7 大規模地震に対して行う対策本部の活動事項は、別に定める。

第4章 警防出動

(出動)

第10条 消防部隊の出動は、指令センターからの指令により行う。

(出動の特例)

第11条 署長は、署所の付近において発生した災害を覚知したときは、前条の規定にかかわらず、必要に応じて消防部隊の出動を命ずることができるものとする。

- 2 署長は、前項の規定により消防部隊を出動させようとするときは、直ちにその旨を指令センターに通報しなければならない。

(出動時の留意事項)

第12条 各級指揮者は、出動に際して次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 隊員の車両への乗車及び運行の安全を確認するとともに、出動先を指示すること。
- (2) 災害現場へ安全かつ迅速に到着できる順路を選定し、交通事故防止に配慮すること。
- (3) 出動途上において、交通渋滞等により現場到着が遅延する場合は、指揮隊及び指令センターに報告すること。
- (4) 出動途上において災害状況の把握に努めるとともに、必要な情報を指揮隊及び指令センターに報告すること。
- (5) 出動途上に移動指令以外の災害を発見した場合は、直ちに指揮隊及び指令センターへ報告するとともに、必要な措置を講ずること。

(出動時のサイレン吹鳴等)

第13条 出動時におけるサイレンの吹鳴等は、次の各号に掲げる出動の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 火災・水災出動 前照灯及び赤色警告灯を点灯させるとともに、サイレン吹鳴に際して警鐘音を併用すること。
- (2) 救急出動 前照灯及び赤色警告灯を点灯させるとともに、サイレン吹鳴

に際してモーターサイレン等を必要に応じて併用すること。

(3) 救助出動 前照灯及び赤色警告灯を点灯させるとともに、サイレン吹鳴をすること。

(4) 警戒出動 原則として緊急走行を行うこと。この場合の周知は、前号を用いること。

(出向中の措置)

第14条 出向中の消防部隊が出動指令を受けた場合は、直ちに災害現場に出動するとともに、現在地等を指令センターに報告しなければならない。

(消防部隊の出動区域及び出動車両)

第15条 消防部隊の出動区域は、原則として本市の区域全域とする。

2 各種災害に出動する車両は、消防長が別に定める。

(特命出動)

第16条 消防長又は署長は、管内の次に掲げる災害については、第10条の規定にかかわらず、出動する車両を増強し、又は選択して出動させることができるものとする。

- (1) 中高層の建物火災
- (2) 危険物火災又は特殊可燃物等の火災
- (3) 船舶火災又は航空機火災
- (4) 烈風下等異常気象時における建物火災
- (5) 震災時における火災
- (6) ガス漏れ事故又はガス爆発火災
- (7) 救助を必要とする火災
- (8) 高速道路本線上における災害
- (9) 大規模林野火災
- (10) 風水害等の災害
- (11) その他必要と認める災害

2 消防長は、前項各号に掲げる災害等で必要と認めるときは、三重県防災航空隊の出動を要請するものとする。

(特殊災害出動)

第17条 消防長又は署長は、管内において放射性物質、病原体、有毒ガス、毒劇物等に起因する意図的な災害又は一般的な災害（以下「特殊災害」という。）が発生した場合は、第10条の規定にかかわらず、消防隊員、救急隊員、救助隊員及び特殊災害に対応する資機材をもって部隊を編成し、出動さ

せることができるものとする。

2 消防長又は署長は、前項により編成した部隊を原則として次の活動に当たらせるものとする。

- (1) 人命救助に関する活動
- (2) 検知に関する活動
- (3) 警戒線設定に関する活動
- (4) 除染に関する活動
- (5) 汚染物質等の拡散防止に関する活動
- (6) 傷病者の処置及び搬送に関する活動
(管外出動)

第18条 津市消防本部の管外への出動は、別に定める。

(部隊の補充等)

第19条 消防長又は署長は、災害出動による消防力の低下を補うため、不在署所に対する部隊の移動、非番者の招集、日勤者の消防隊編入、及び支援隊の派遣要請等必要な措置を講ずるものとする。

第5章 警防活動

第1節 指揮

(指揮権)

第20条 警防活動に係る指揮権は、現場最高指揮者の権限とする。

(指揮宣言)

第21条 現場最高指揮者は、指揮権の所在を明らかにするため、指揮宣言を行わなければならない。

2 指揮権は、指揮宣言をもって移行するものとする。

3 通信指令課長は、前項の指揮宣言の内容を出動消防部隊に徹底するものとする。

(指揮体制の移行及び移行時の措置)

第22条 指揮体制の移行及び移行時の措置は、次によるものとする。

- (1) 現場最高指揮者は、指揮体制のみを強化することが必要であると判断したときは、指令センターに指揮体制強化の要請を行うこと。
- (2) 現場最高指揮者は、災害の状況、活動方針、部隊活動の状況等について、指揮権を移行する者に報告し、指揮の間隙を生じないようにすること。

(指揮体制)

第23条 警防活動における指揮体制は、第1指揮体制から第4指揮体制まで

とし、指揮者は次の各号に掲げる指揮体制の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 第1及び第2指揮体制 指揮隊の長
- (2) 第3指揮体制 副署長
- (3) 第4指揮体制 署長
(指揮権の代行)

第24条 第4指揮体制において署長が不在の場合は、副署長が指揮を代行する。

2 第3指揮体制において副署長が不在の場合は、指揮隊の長が指揮を代行する。

3 第1指揮体制及び第2指揮体制において指揮隊の長が不在の場合は、災害現場にいる消防隊員のうち最も上席の者が指揮を代行する。

(現場指揮本部)

第25条 警防活動における指揮は、現場最高指揮者が現場指揮本部を設置して行うものとする。

2 現場指揮本部は、次のいずれにも該当する位置に設置するものとする。

- (1) 警防活動全般が把握できること。
- (2) 警防活動に支障とならないこと。
- (3) 無線障害が少ないこと。
- (4) 関係者の連絡調整に便利であること。

3 現場指揮本部には、標旗等を掲出するほか、指揮活動に必要な資機材を配置するものとする。

(現場最高指揮者)

第26条 現場最高指揮者は、現場指揮本部を統括して最大の活動効果を挙げよう努めなければならない。

2 現場最高指揮者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 現場状況の把握
- (2) 情報収集
- (3) 活動方針の決定
- (4) 指揮体制強化の要請
- (5) 消防部隊の増強又は縮小の決定
- (6) 火勢鎮圧及び鎮火の確認
- (7) 指令センターとの通信連絡

- (8) 警戒区域設定範囲の決定
- (9) 隊員の安全確保
- (10) 現場広報
- (11) 関係者等に対する連絡及び指示
- (12) その他必要と認める事項

(現場最高指揮者の留意事項)

第27条 現場最高指揮者は、任務を遂行するに当たり、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 現場最高指揮者は、現場指揮本部に常駐すること。ただし、初動指揮及び災害の状況等によりその場を離れるときは、適宜、所在位置を明確にし、緊急連絡可能な措置を講ずること。
- (2) 指揮隊を積極的に活用し、災害の状況及び消防部隊の活動状況を迅速的確に把握すること。
- (3) 消防部隊の増強要請は、増強出動する消防部隊の任務を明確にし、機を失することなく行うこと。また、火勢鎮圧後等は、必要以上に消防部隊を現場に待機させないこと。
- (4) 必要に応じ関係機関に派遣を求め、消防活動等に必要な措置を講じさせること。
- (5) 災害状況等に応じて各級指揮者を現場指揮本部に集合させ、活動状況等の検討を行い、任務等の徹底を図ること。なお、必要に応じ消防団の指揮者を参加させること。

(災害現場での広報活動)

第28条 災害現場における広報活動は、津市消防広報規程（平成18年津市消防本部訓第6号）の規定によるほか、災害活動に支障がない範囲において、組織的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 広報に当たっては、関係者のプライバシーに係る事項を除き、災害内容及び活動状況について情報の統一を期さなければならない。
- 3 現場最高指揮者は、現場指揮本部の運営に支障を及ぼすおそれがあるときは、担当者を指名し、現場指揮本部から離れた場所等で現場広報を行わせるものとする。

(警戒区域の設定等)

第29条 現場最高指揮者は、災害現場において消防法（昭和23年法律第186号）第23条の2第1項、第28条第1項、第29条第2項若しくは第

3項又は第30条第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、災害状況を的確に判断して措置し、その状況を速やかに消防長又は署長に報告しなければならない。

(連続災害発生時の措置)

第30条 同一の管轄区域（津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成18年津市条例第255号）第4条に規定する管轄区域をいう。以下同じ。）内に連続して災害が発生した場合の指揮の対応は、現場最高指揮者の判断により行うものとする。

(指揮支援)

第31条 現場最高指揮者は、警防活動における円滑な指揮体制を確保するため、必要に応じ現場指揮本部の要員として指揮支援要員を要請するものとする。

2 指揮支援要員は、消防署庶務予防担当のほか現場最高指揮者が指名した者及び消防本部の人員等をもって編成し、非番、週休等の職員が災害現場に参集したときは、当該必要人員を指揮隊に編入するものとする。

第2節 消防部隊の活動

(活動の基本)

第32条 災害現場における消防部隊の警防活動は、人命及び身体の安全確保を最優先とし、危険要因の排除及び被害の拡大防止に努めるとともに、部隊相互に連携し、組織的に活動しなければならない。

(警防活動要領)

第33条 警防活動における行動要領については、別に定める。

(状況の伝達等)

第34条 指令センターは、災害の状況に応じて出動部隊に支援情報を積極的に伝達するとともに、必要に応じて通信指令課長を経由して消防長に災害の状況を報告しなければならない。

(災害活動の連携)

第35条 消防部隊は、災害現場において相互に連携して活動しなければならない。

2 所属消防署以外の管轄区域に出動した消防部隊は、消防長又は災害現場を管轄する署長の指揮の下に活動するものとする。

(要救助者情報入手時の措置)

第36条 各級指揮者は、要救助者の情報を入手したときは、現場最高指揮者

に速やかに報告するとともに、直ちに人命救助を開始しなければならない。
この場合において、要救助者を救助し、又はその安全を確認したときは、現場最高指揮者に報告しなければならない。

- 2 現場最高指揮者は、前項の規定による要救助者の情報を入手した場合は、その状況を消防部隊に周知徹底しなければならない。

(後方支援隊)

第37条 消防長は、災害の状況により又は署長から要請があった場合は、消防部隊の後方支援を行う隊（以下「後方支援隊」という。）を災害現場、又は必要な場所に出動させるものとする。

- 2 後方支援隊の行う支援活動に必要な事項は、別に定める。

(活動妨害等に対する措置)

第38条 各級指揮者及び隊員は、災害現場において、災害活動を妨害し、若しくは支障となる者又は危険行為をする者若しくは危険行為をするおそれのある者がいるときは、口頭による制止、退去を求めるなどの措置を講ずるとともに、必要に応じ警察機関に協力を求めるものとする。

(関係機関の要請)

第39条 消防長又は署長は、災害の規模等に応じて、必要と認める場合は、関係機関に出動等を要請するものとする。

- 2 現場最高指揮者は、災害現場において人命救助等で緊急の必要があると認めるときは、災害現場へ重機、資機材等の要請を指令センターに依頼するものとする。

- 3 通信指令課長は、前項の要請を受けたときは、直ちに消防総務課長に通報するとともに必要な重機、資機材等を調達するものとする。

- 4 消防総務課長は、前項の規定による通報を受けたときは、関係者と費用負担等の協議を行い処理するものとする。

(鉄道沿線での活動)

第40条 線路上を横断しての消防活動は、行わないものとする。ただし、現場最高指揮者が特に必要があると判断したときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合において、現場最高指揮者は、関係機関への通報を指令センターに依頼するものとする。

(不測の事態における応急措置)

第41条 各級指揮者は、警防活動において、不測の事態が発生し、現場最高指揮者の命令を受ける時間的余裕がないときは、自己の判断により応急の措

置を講ずるとともに、速やかにその旨を現場最高指揮者に報告しなければならない。

(再出火の防止)

第42条 現場最高指揮者は、残火の処理を適切に行い、再出火の防止に努めなければならない。

2 再出火の防止対策については、別に定める。

(現場からの引揚げ)

第43条 消防部隊の現場からの引揚げは、現場最高指揮者の命令によるものとする。

2 引揚げ時における赤色警告灯は、原則として消灯するものとする。

3 各級指揮者は、現場から引き揚げる場合は、人員及び機材の点検を実施し、現場最高指揮者にその旨を報告しなければならない。

第6章 安全管理

(安全管理義務)

第44条 現場最高指揮者は、災害現場及び隊員の活動状況を的確に把握するとともに危険状態の把握に努め、安全確保のための必要な措置を講ずるものとする。

2 隊員は、安全管理の基本が自己にあることを認識するとともに、隊員相互の安全に配慮し、危害防止に努めるものとする。

3 隊員は、警防活動中に危険を予見したときは、直ちに現場最高指揮者に報告しなければならない。

(事故発生時の措置)

第45条 出動途上及び警防活動中において、事故が発生した場合には、直ちに指令センターへ報告するとともに、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 負傷者が発生した場合には、全てに優先してその救護にあたるとともに、危険を防止する等必要な措置を講ずること。

(2) 車両及び機械器具の故障等により災害活動に支障が生じる場合には、速やかに他の消防部隊の出動を要請する等必要な措置を講ずること。

(3) 速やかに現場最高指揮者に報告し、必要な指示を受けること。

第7章 警防業務

(警防調査)

第46条 署長は、管轄区域内の警防活動を円滑に推進するため警防調査を実

施しなければならない。

2 前項に規定する警防調査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地水利調査
- (2) 消防対象物の現況調査
- (3) その他必要と認める調査
(警防計画)

第47条 署長は、管轄区域内の警防活動を実施するため、別に定める警防計画策定要綱に基づき、警防計画を作成しなければならない。

(活動検討会の実施)

第48条 署長は、今後の警防活動の向上を図るため、一定規模以上の災害又は特異な災害における警防活動若しくは必要と認める警防活動について、警防活動を行った関係職員を対象に、検討会を早期に開催するものとする。

2 署長は、前項において検討会を実施した場合は、その結果を各所属に周知するものとする。

(通信機能の活用等)

第49条 消防長は、警防活動の効率的な運用を図るため、通信機能を十分に活用しなければならない。

2 通信機能の運用については、別に定める。

(警防訓練)

第50条 消防長は、警防活動上必要があると認めるときは、特定の消防署、消防隊等を指定して、警防訓練を行わせるものとする。

2 署長は、警防活動及び消防機械器具の操作等の習熟を図るため、計画的に警防訓練及び図上訓練を実施しなければならない。

(図式記号)

第51条 活動報告、訓練計画等に添付する図面等は、消防用図式記号の制定について（昭和31年国消発第622号。以下「消防用図式記号」という。）に規定する図式記号を用いて作成しなければならない。

2 消防用図式記号に定めのない記号を必要とするときは、他の記号との関連を考慮し、適宜記号を作成し明確に表示するものとする。

(消防団との協力)

第52条 署長は、警防活動を効果的に実施するために、平素から消防団との協力体制を確立し、災害現場においては、消防団の指揮者と密接な連携をとり、消防力を最大限に発揮しなければならない。

第8章 火災警報等

(火災警報発令時の措置)

第53条 通信指令課長は、津市消防法等施行取扱規則（平成18年津市規則第229号）第4条の規定により警報が発令されたときは、署長に通報しなければならない。

2 署長は、前項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第34条第4項に規定する火災警報信号のサイレンの吹鳴、吹流し及び掲示板の掲出

(2) 津市火災予防条例（平成18年津市条例第260号。以下「条例」という。）第29条に規定する火の使用制限に係る広報

(3) 気象情報の収集

(4) その他必要と認める事項

(関係機関への依頼等)

第54条 署長は、火災警報の広報について、官公署その他の事業所等にあらかじめ依頼しておかななければならない。

2 署長は、火災警報が発令し、又は解除されたときは、その旨を前項の事業所等に通知するものとする。

第9章 非常招集

(非常招集)

第55条 消防長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に消防力を増強する必要があると認めるときは、職員に対し非常招集を発令するものとする。

2 署長は、管轄区域において現状の消防力で災害対応が困難と認める場合は、所属する職員を、非常招集することができる。この場合において、特に必要と認める場合は、他の署所の職員の招集を要請することができる。

3 職員は、非常招集が発令があったときは、あらかじめ指定された場所に速やかに参集しなければならない。

4 非常招集における要領については、別に定める。

5 通信指令課長は、必要に応じて消防職員に電子メール等を活用して災害情報の提供を行うものとする。

第10章 雑則

(事故発生時等の速報)

第56条 署長は、次に掲げるときは、直ちに消防総務課長に報告しなければならない。

- (1) 消防部隊に事故が発生したとき。
- (2) 消防機械器具等の故障が発生し、警防活動に支障が生じたとき。
- (3) その他迅速な報告が必要と認める事象が発生したとき。

2 消防総務課長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに消防長に報告しなければならない。

(届出に伴う措置)

第57条 署長は、署所で受理した条例の規定による届出のうち警防活動対策に必要と認めるときは、速やかに関係署所へ通知するものとする。

(委任)

第58条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

1 この訓は、平成25年4月1日から施行する。

2 津市消防本部災害出動規程（平成18年津市消防本部訓第43号）は、廃止する。

附 則（平成27年3月17日消防本部訓第3号）

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日消防本部訓第3号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日消防本部訓第4号）

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日消防本部訓第2号）

この訓は、令和4年4月1日から施行する。